

浜田市上下水道部専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市上下水道事業管理規程第 1 号

## 浜田市上下水道部専決規程の一部を改正する規程

浜田市上下水道部専決規程（平成 17 年浜田市水道事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 課長の出張命令及び復命に関すること。

第 4 条第 1 号中「職員の県内出張命令」を「職員の出張命令」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。